

書面による旅行契約のご案内

手配旅行契約には下記のような契約形態があり、契約形態により旅行業者の責任範囲等に相違があります。山一観光では旅行業法を遵守し、ご説明のうえ契約を結び、責任の所在を明確にすることによりご旅行に万全を期します。

旅行契約の種類

1. 受注型企画旅行契約：職場旅行、修学旅行などで当社がお客様の旅行計画を作らせて頂く場合に適しています。

(1) 包括料金特約

パック旅行のように宿泊代・航空券代等の内訳は明示致しませんが、人員条件等一定の条件のもとに1人当たりの旅行代金を定額に定める契約です。

①旅行代金が事前に確定出来、人員減の場合でも条件書の範囲であれば1人当たりの単位の変更がなく、旅行後の精算が不要です。

②旅行代金の変更は運輸機関の適用運賃・料金の改定があった場合のみ変更させていただきます。

例えば円安により旅行代金の増額をお願いすることは致しません。増額を理由としてお客様が取消をされる場合は取消料をお頂きません。

③ご旅行参加中のお客様の身体に生じた一定の損害について、補償金及び見舞金をお支払致します。

(特別補償)

・死亡、後遺症障害 国内1,000万円以内 海外2,000万円以内

・携行品の損害については対象となりません。

(2) 包括料金特約なし

宿泊代・航空券代等の旅行代金内訳を明示し、企画料金を頂き手配を行う契約です。

①運輸機関の料金改定に限らず、宿泊施設の料金改定の場合は旅行開始前旅行代金を変更することもあります。

②旅行代金の増額を理由に取消される場合は運輸・宿泊機関等の定める取消料(実費)と企画料金を頂きます。

③人員変更により1人当たりの単価が変わりますので精算が必要となります。

④ご旅行参加中のお客様の身体に生じた一定の損害について、補償金及び見舞金をお支払致します。

(特別補償)

・死亡、後遺症障害 国内1,000万円以内 海外2,000万円以内

・携行品の損害については対象となりません。

2. 手配旅行契約：バスのみ、宿泊のみの手配やお客様がご自身で旅行計画をお作りになる場合に適しています。

(1) お客様の委託を受けて旅行費用と取扱料金を明示し運輸機関・宿泊機関等を手配する契約です。

(2) 運輸機関の料金改定に限らず、宿泊施設の料金改定等の場合は旅行開始前に旅行代金を増額することもあります。

(3) 旅行代金の増額を理由に取消される場合は運輸・宿泊機関等の定める取消料(実費)と取扱料金を頂きます。

(4) 人員変更により1人当たりの単価が変わりますので精算が必要となります。

(5) 特別補償はございません。

契約書面の種類

1. 取引条件説明書：旅行契約を締結するにあたりその取引内容、条件について説明するため交付する書面です。
2. ご旅行申込書：旅行者が契約の意思を表示するための書面です。
3. ご旅行お引受書：契約の依頼（申込み）に対して交付する契約内容を記載した「契約書面」です。
4. 旅行条件書：旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金、その他の最終的な旅行条件に関する内容が記載されます。

※上記契約書面に関しましては当社担当者によりお渡しさせていただきます。

そのうち「2. ご旅行申込書」につきましてはお手数ですが記名捺印のうえ当社社員にお渡し下さい。

企画手配旅行「包括料金特約」のご案内

ご契約の際は下記内容をご一読のうえ、ご検討をお願い致します。

また、不明な点がございましたら当社社員にご遠慮なくお問い合わせ下さい。

包括料金特約とは？

企画手配旅行契約の際結ぶことの出来る特約です。

当社が旅行代金をその内訳を明示することなく一定とし、旅行代金の精算をしない旨の内容になります。

包括料金特約の特徴

1. 一口で言えば「オーダーメイドのパック旅行」です

・・・オーダーメイド旅行とパッケージ旅行の良い点をミックスしています・・・

旅行方面・期間・日程はお客様の意向に基づいて旅行が作られるという点ではオーダーメイドの旅行ですが、旅行取扱料金を含め旅行会社で一定額の旅行代金を定めますので、パック旅行（主催旅行）と同じように旅行代金の確定が簡単です。

2. 基本的に旅行代金の変更はありません

(1) 旅行代金が事前に確定出来、人員減の場合でも条件書の範囲であれば、一人当たりの旅行代金の変更がありません。

※お客様の要望による手配内容の変更に伴う旅行代金の変更は可能です。

(2) 宿泊機関の料金改定・為替相場の変動（海外旅行）による旅行代金の値上げは致しません。

※但し出発日の15日前に通知した運輸機関の運賃・料金の改定は含まれません。

3. 取消料のお支払いについても有利な条件になっています

(1) 旅行代金の差額を理由にお客様が旅行の取消をされても、当社に取消料をお支払いする必要はありません。

※当社が、企画料金を明示し企画着手後は企画料金をお支払頂きます。

(2) お客様の都合による取消についても、出発日より起算した一定料率で取消料が設定されていますので、取消料が簡単にわかります。

国内：出発日20日前～ 取消料がかかります

海外：出発日30日前～ 取消料がかかります

ご旅行申込書

株式会社 山一観光 殿

令和 年 月 日

会社（団体）名 :

所在地 :

代表者（契約責任者） :



別紙取引条件説明書の取引条件を了承の上、下記の受注型企画旅行について申込みを致します。

記

団体名	ご一行様
申込人員	名様
旅行期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
旅行先	
その他	

ご旅行お引受書

様

申込先 : (株)山一観光 本社
熊本県熊本市中央区保田窪2-12-6
(担当)

提出日 : 令和 年 月 日

このたびは当社をご利用いただきまして誠にありがとうございました。
別紙取引条件説明書の取引条件により、下記の受注型企画旅行をお引受けさせていただきます。

記

団体名	ご一行様	
申込人員	名様	
旅行期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()	
旅行先		
旅行代金の 見積予算	旅行代金	円 (内、企画料金 円)
企画書面の 提出日	1. 令和 年 月 日付で企画書面を提出し、既にご承諾いただいております。 2. 令和 年 月 日迄に企画書面を提出いたします。	
その他		

※この引受書の交付により、申込金の納入がなくても受注型企画旅行が成立したものと致します。

旅行条件書

様

申込先 : (株)山一観光 本社
熊本県熊本市中央区保田窪2-12-6
(担当)

提出日 : 令和 年 月 日

受注型企画旅行契約書(以下、単に「契約」という。)は、契約書面(令和 年 月 日交付)及び下記の条件によります。

1. 団体の名称、人員、旅行期間、旅行日程等

団体名			
申込人員	(大人 名)	(小人 名)	(合計 名)
旅行期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()		
旅行日程	別紙「ご行程表」をご参照下さい。		
旅行代金	参加者数	大人	小人
	<input type="checkbox"/> お見積書をご参照下さい。		
	<input type="checkbox"/> 包括料金の場合		
	名様~	名様の場合	円 円
	名様~	名様の場合	円 円
	名様~	名様の場合	円 円

2. 利用旅館・ホテル(予定)

月/日	宿泊地	旅館・ホテル名	備考
1 / ()			
2 / ()			
3 / ()			
4 / ()			
5 / ()			
6 / ()			

3. 貸切バス

台(車種)

4. ご旅行代金のお支払い

既にお支払い頂いた申込金 円を差し引いたご旅行代金は旅行出発前令和 年 月 日までに全額下記の金融機関に振り込み願います。

お振込み先 熊本銀行 水前寺支店 普通 252510 株式会社 山一観光
肥後銀行 水前寺支店 普通 1248441 株式会社 山一観光

5. 旅行代金に含まれるもの

(1) 交通費:(行程表記載のJR、航空券、貸切バス等運輸機関の運賃・料金)

- (2) 宿泊代：(行程表記載の宿泊料金及び諸税、サービス料)
- (3) 弁当・食事代：(行程表記載の弁当・食事代)
- (4) 拝観・入場料：(行程表記載の拝観・入場料)
- (5) 諸費用：(有料道路、駐車料、団体行動中の心付け等の旅行に必要な費用)
- (6) 企画料金：_____円
- (7) 添乗費用：(添乗員が同行する場合に必要な交通費・宿泊費等の実費及び添乗サービス料金)

※上記費用に係わる消費税・諸税相当額を含みます。

6. ご旅行代金に含まれないもの

第5項に記載のないものは旅行代金に含まれません。その主なものを例示します。

- (1) 旅程表以外に行動される場合の費用
- (2) 個人的性格の諸費用(電話代、クリーニング代、追加飲食費等)
- (3) 超過手荷物料金
- (4) 任意の旅行保険

7. 企画の承諾の通知

- (1) 企画の承諾又は不承諾のご連絡は____年____月____日までをお願いいたします。
- (2) お客様からの前項の期日までに承諾又は不承諾のご連絡いただけない場合は、当社からお客様に一定期間内に承諾・不承諾のご連絡をいただくよう再度ご依頼します。
- (3) 前号の一定期間内にお客様からそのご連絡をいただけない時は、当社は企画が不承諾となったと解釈させていただきます。契約はお客様によって解除されたものといたします。
- (4) お客様から不承諾の通知があったとき又は前項により当社が不承諾と解釈させていただいたときは、お客様には、旅行引受書の「旅行代金の見積予算」欄に記載された企画料金をお支払いいただくこととなります。

8. 手配不能な場合の代替企画書面の交付

- (1) 企画書面に記載した運送・宿泊機関等が満室等の理由で手配不可能となった場合は、当社は代替の企画書面を作成してお渡しします。
- (2) お客様が代替企画書面を承諾された場合は、当社は当該代替企画書面に従って手配します。この場合に旅行費用の変更があったときは旅行代金を変更させていただきます。
- (3) お客様が第1号の代替企画書面を承諾いただけない場合はお客様は受注型企画旅行契約を解除することができます。この場合当社は既にお預りしたご旅行代金をお返しします。

9. 契約内容の変更または参加人員の変更に伴う旅行代金の変更

- (1) お客様からの契約内容の変更または参加人員の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 企画書面承諾後、お客様からの契約内容の変更のお申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料を負担いただくほか、下記の変更手数料金をお支払いいただくこととなります。

変更手数料金	1 運送・宿泊機関等につき 1,050円(消費税込)
--------	----------------------------

- (3) 企画書面承諾後、お客様から参加人員の変更のお申し出があったときは、変更に係る参加人員に応じた取消料(10. 旅行契約の解除または参加人員の変更に伴う一部人員に係る契約の解除の料金を基準とします。)をお支払いいただくこととなります。
- (4) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示をされている適用運賃・料金から改定された場合は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算して遡って15日目にあたる日より前にお知らせするものとし、この場合お客様は、旅行開始前に取消料を支払うことなく受注型企画旅行契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その分だけ旅行代金を減額します。

10. 旅行契約の解除または参加人員の変更に伴う一部人員に係る契約の解除

- (1) お客様が旅行契約を解除または参加人員の変更に伴う一部人員に係る契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。(包括料金特約ありの場合)

解除の期間	申し受ける料金の内容	
	当社が手配に着手する前	当社が手配に着手した後
旅行出発日の21日前まで	旅行引受書の「旅行代金の見積予算」欄に記載の企画料金	左記の企画料金
旅行出発日の8日前まで		旅行代金の20%
旅行出発日の2日前まで		旅行代金の30%
旅行出発日の前日まで		旅行代金の40%
旅行出発日の当日まで		旅行代金の50%
無連絡及び旅行開始後の解除		旅行代金の100%

包括料金特約なしの場合は、運輸機関・宿泊機関等の定める取消料(実費)と企画料金を頂きます。

- (2) 貸切船舶を利用する場合は当社の旅行業約款に準拠します。
- (3) お客様が当社所定の日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、当該期日の翌日にお客様が契約を解除されたものとみなします。この場合、お客様は当社に対し前項の取消料に相当する額の違約料をお支払いいただくことになります。

11. 添乗サービス

- (1) 当社は、お客様のご依頼により原則として下記の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスをご提供することがございます。又、添乗サービス料金とは別に、添乗員が団体と同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。
- (2) 添乗員のサービス内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。又、添乗員の業務時間は、原則として8時から20時とさせていただきます。

添乗サービス料金(添乗員1名1日当たり)	国内旅行 8,000円(消費税込) 宿泊・交通費除く
----------------------	----------------------------

12. 当社の責任

- (1) 当社は、当社又は当社の手配代理業者等の故意又は過失によりお客様に損害与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。(手荷物に係る賠償限度額は1人15万円、但し、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)但し、損害発生の日から起算して2年以内(手荷物について、国内旅行は、14日以内、海外は21日以内)に当社に対して通知があった場合に限りさせていただきます。
- (2) 次のような場合は原則として当社は責任を負いませんが、その対応に関しては誠意をもって協力いたします。天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

13. 特別補償

当社は、特別補償規程に基づき、企画手配旅行参加中にお客様に生じた一定の損害について、補償金及び見舞金をお支払いします。尚、携行品の損害については補償の対象となっておりません。

死亡・後遺障害	1,000万円以内
入院見舞金	2万円~20万円

14. 約款準拠

本旅行条件書に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行の部)定めるところによります。

15. 旅行条件の基準日

この旅行条件は____年____月____日現在の運賃・料金を基準としています。